

発議案第29号

郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月11日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	㊞
	同	原 弘志	㊞
	同	橋本 淳	㊞
	同	皆川 知子	㊞
	同	松崎 寛文	㊞

提案理由

国に対し、郵便等による不在者投票の対象者の範囲を拡大するよう関係法令を改正するよう求める。

これが、本案を提出する理由である。

郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大を求める意見書

選挙権は、憲法の最も基本的な原理である国民主権に基礎を置き、成年に達した全ての国民に等しく保障され、投票の機会もまた成年に達した全ての国民に対し平等に保障されるべきものである。

現在の投票制度は、選挙人が選挙当日に自ら投票所に行き投票することを原則としながらも、投票の機会を広げるため、期日前投票制度、不在者投票制度、在外選挙制度などの充実が図られてきたところである。

郵便等による不在者投票は、平成16年3月1日に対象者の見直しがされ、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方も投票できるようになった。しかし、対象者の見直しから10年が経過し、超高齢社会を迎える中で、八千代市においても介護を要する高齢者が年々増加している。現行制度では対象外となっても、現実的には投票所に行くことが困難な選挙人が多数存在しており、対象者範囲のさらなる拡大が求められている。

よって、本市議会は国に対し、選挙人の参政権行使の機会を確保するためにも、下記について適切な見直しを行うよう強く求めるものである。

記

1. 重度の視覚障害者、盲ろう者及び在宅の寝たきり老人等、投票の意思があっても投票所まで同行する介助者がいないなど、自ら投票に行けない選挙人の選挙権行使の機会を確保するため、郵便等による不在者投票の対象者の範囲を拡大するよう関係法令を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
総務大臣様